

業務改善助成金

事業場の最低賃金を40円以上引き上げるにより
業務改善のために購入した物の2分の1が国より助成されます。

企業規模が30人未満の場合は4分の3

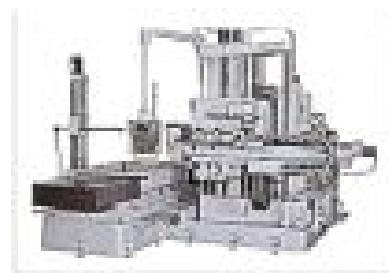
支給額

上限100万円

下限額は5万円

助成対象物

営業車両・介護車両・業務用機械
パソコン・業務ソフト・複合機
POSレジシステム・ホームページ作成
作業スペースの改築・作業設備の増設
就業規則、その他改善に伴うコンサルタント費用
その他、業務の改善が見込めるもの



必要な条件及び提出書類

地域別最低賃金が800円未満の地域であること<京都・奈良・滋賀・その他>
時給800円未満の労働者がいること

事前に計画書を作成し、認定後に賃金引上げ、物を購入すること

就業規則等により事業場内最低賃金の額を定めること

その他、助成金の要件に該当すること

申請前に購入を行った場合には対象とはなりませんのでご注意ください。

国の予算の関係により打ち切られる場合がありますのでお早めにご相談ください

ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。



磯部社会保険労務士事務所

〒619-0241

京都府相楽郡精華町祝園五反畑34-68

WEB <http://www.sr-isobe.com>

TEL 0774-66-5947

<平日9時から18時>

Mail info@sr-isobe.com

<24時間受付中>

活用事例集

例1 営業車両を増車した

営業職員数に対して営業車が不足しているため、効率的な営業を行えず機会損失していた。今回増車した車は以前の車より燃費が向上したので経費の削減も合わせて行うことが出来た。

営業車 2,500,000円

助成金額 $2,500,000 \times 1/2 = 1,000,000$ 円 受給

例2 POSレジシステムを導入した

POSレジシステムの導入により販売管理・在庫管理や売上状況の分析にかかる時間が短縮でき、その時間を接客の時間に当てることが出来るようになった。

POSレジシステム 2,000,000円 < 5店舗分 >

助成金額 $2,000,000 \times 1/2 = 1,000,000$ (1店舗)

助成金額 合計 $1,000,000 \times 5$ 店舗分 = 5,000,000円 受給

例3 美容室のカットスペースを拡大した

従来のカットスペースから増築することにより受け入れられるお客様の人数が増え、売上の拡大が見込まれる

改装費用 1,500,000円

就業規則作成 150,000円

助成金額 $1,650,000 \times 1/2 = 825,000$ 円 受給

例4 従来の物より大型のフォークリフトを購入した

現在使用しているものよりも大型の物を導入することにより運搬効率があがり、業務の改善が認められた

改装費用 2,400,000円

助成金額 $2,400,000 \times 1/2 = 1,000,000$ 円 受給

例5 新しいパソコンへの入れ替えを行った

新しいパソコンを導入することにより業務効率が上がり、業務の効率化へつながった (OSをXPから8へ変更)

パソコン4台 800,000円

就業規則・賃金規定作成 250,000円

助成金額 $1,050,000 \times 1/2 = 525,000$ 円 受給